

全日空特別便（21日）、日本航空特別便（25日）にご搭乗予定の皆様へ

令和3年7月19日（総21第102号）

在デンパサール日本国総領事館

※在インドネシア日本国大使館より、以下のお知らせが発出されましたので、お知らせいたします。

※本件に関する問い合わせは、在インドネシア日本国大使館までお願いします。（HP：https://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）

2021年7月19日

1. 16日付領事メールにて、7月21日及び25日のジャカルタ発成田行きの特別便の運航についてお知らせしましたが、同便に搭乗予定の方は、

（1）居所や交通手段の確定情報が漏れなく記入された誓約書（企業・団体用のもの）

（注：予約の際に必要とされた外務省印が押されたものではありません。）

（2）対象者リスト（注：一企業につき複数名が搭乗する場合。）

（3）居所や交通手段の確定情報が漏れなく記入された個人用誓約書（注：一人一通）

（※上記いずれも、航空券予約確定後に外務省宛にメールで提出するもの。）を、日本への入国の際に成田空港検疫に提示する必要がありますので、出発前に必ず印刷して持参するようお願いします。これらの誓約書については、スカルノ・ハッタ空港にて、在インドネシア日本国大使館の館員にて、皆様が携行していることを確認予定です。また、上記（1）（2）については、出発前に早急に外務省宛（ryouan2@mofa.go.jp）に提出願います。

2 誓約書についてご質問がある場合は、外務省領事局海外邦人安全課（03-5501-8159 または 03-5501-8160 : ryouan2@mofa.go.jp）までお問い合わせください。